

自動車総合共済 MAP 改定のご案内

平素は全日本火災共済協同組合連合会の自動車共済をお引きただき誠にありがとうございます。
この度、当会では、令和2年4月1日以降共済始期のご契約より自動車共済の改定を実施いたします。
主な改定内容を次のとおりご案内いたしますので、ご一読のうえ、改定についてご理解賜りますようお願い致します。
今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

I. 商品改定の内容

1 ロードサービスの改定

(1) ロードアシスタンス特約の新設（全ての用途車種の自動車に自動セット）

事故・故障またはトラブルによる走行不能時の応急処置費用、運搬費用（レッカーけん引）を補償する「ロードアシスタンス特約」を新設し、令和2年4月1日以降共済始期契約の全てのご契約で、充実した新しい自動車共済ロードサービスをご利用いただけるようになります。

（注）ロードサービスをご利用いただいた場合でも、それだけでは事故の件数に含めないため、ノンフリート等級・フリート割増引き率や共済掛金には影響しません。

令和2年4月1日以降、満期を迎えるご契約の「満期のお知らせ」及び「共済契約継続申込書」は、ロードアシスタンス特約を自動セットしてご案内しています。

新しい自動車共済のロードサービスの内容		改定前
①	すべてのご契約が対象 ご契約内容にかかわらず、すべてのご契約でご利用いただけます。	人身傷害または車両共済の加入が必要、かつ用途車種に制限がありました。
②	レッカーけん引費用、応急処置費用合計で15万円限度 ご契約のお車が走行不能となった場合に、レッカーけん引費用 [※] 、応急処置費用合計で1事故につき最大15万円までご利用いただけます。 ※15万円に相当するレッカーけん引の目安は、普通乗用車の場合、大手会員制ロードサービス業者における約170kmとなります。（ロードサービス業者、車種により異なる場合があります。）	レッカーけん引 50km 限度
③	燃料切れ時の給油サービス ご自宅駐車場以外の場所での燃料切れについて、1共済期間中1回に限り、ガソリンを最大10ℓお届けします。（ガソリン代無料）	ガソリン代は 有料
④	スタック時引き出しサービス 積雪、凍結路において、スタック等により走行困難な状態となった場合に、救援措置を行います。 （注）雪道用スタッドレスタイヤまたはタイヤチェーンを装着している場合に限りです。	ロードサービスの 対象外
⑤	JAF 会員さまの場合の優遇サービス ・燃料切れ時の給油サービスが共済期間中2回利用可能となります。 ・応急処置による、部品代や消耗品代を最大7,000円まで当会が負担します。	レッカーけん引を 15km 延長

（注）③燃料切れ時の給油サービス、④スタック時引き出しサービス、⑤JAF 会員さま優遇サービスは、ロードサービス専用コールセンターに、事前にご連絡いただいた場合に限りご利用可能となります。

(2) ロードアシスタンス超過費用特約の新設（オプション）

レッカーけん引費用と応急処置費用が高額となる可能性のある大型車を対象に、ロードアシスタンス特約と合計で1事故につき100万円限度に補償する「ロードアシスタンス超過費用特約」を新設します。

＜対象となる自動車＞

自家用普通貨物車（最大積載量2t超）、自家用バス、小型ダンプカー、普通型ダンプカー（最大積載量2t以下・2t超）、砂利類運送用普通貨物車

(3) ロードアシスタンス代車等諸費用特約の新設（オプション）

事故・故障またはトラブルにより走行不能となり、ご契約のお車がレッカーけん引された場合に、臨時に生じる「代車費用」「宿泊費用」「移動費用」「引取費用」を補償する「ロードアシスタンス代車等諸費用特約」を新設します。

本特約の新設に伴い、「車両共済の代車費用特約」及び「走行不能時の臨時費用特約」は廃止します。

「車両共済の代車費用特約」および「走行不能時の臨時費用特約」を付帯されていたご契約者さま満期後のご契約には「ロードアシスタンス代車等諸費用特約」（代車日額5,000円・支払対象期間30日）を付帯しておすすめています。補償内容が拡充されることにより、共済掛金が値上がりとなる可能性があります。

2 車両新価特約の新設（オプション）

対象自動車：自家用7車種

ご契約のお車が全損または修理費が新車価額相当額の50%以上となり、お車の買替、または修理をされた場合に、新車共済金額を限度に共済金をお支払いする「車両新価特約」を新設します。

3 車両超過修理費用特約の新設（オプション）

対象自動車：自家用7車種

ご契約のお車が事故により損害を受け、修理費が車両共済金額を上回る場合に、その超過した修理費について50万円を限度に共済金をお支払いする「車両超過修理費用特約」を新設します。

II. 共済掛金に関する改定の内容

1 型式別料率クラスの改定等

型式間のリスク較差をより適切に共済掛金に反映させるため、次の改定を行います。

- (1) 自家用普通乗用車・自家用小型乗用車における「型式別料率クラス」のクラス数を、現行の9クラスから17クラスに細分化します。
- (2) 自家用軽四輪乗用車に「型式別料率クラス」を新たに導入します。これに伴い、これまで型式によらず一律であった共済掛金をご契約のお車の型式によって異なることとなります。なお、「型式別料率クラス」導入に伴う共済掛金の急激な上昇を抑える観点から、区分の数はクラス1～3の3段階とします。

2 特約共済掛金の設定

ロードサービスの特約化（ロードアシスタンス特約の新設）に伴い、特約共済掛金を設定します。

3 ASV割引の新設

ご契約のお車がAEB（衝突被害軽減ブレーキ）を装備している自家用（普通・小型・軽四輪）乗用車である場合に共済掛金を割引く「ASV割引」を新設します。適用条件および割引率は下表のとおりです。

対象自動車	割引の適用条件	割引率
・自家用普通乗用車 ・自家用小型乗用車 ・自家用軽四輪乗用車	次の条件をいずれも満たしていること ●ご契約の自動車がAEB（衝突被害軽減ブレーキ）を装備していること。 ●ご契約期間の初日をご契約のお車の型式に対応する割引適用終了日 [※] 以前であること。 [※] その型式の自動車が発売された年度に「3年」を加算した年度の12月末日をいいます。	9%

（注）車検証上の総排気量により料率クラスを適用する一部の改造車などの自動車には、この割引は適用されません。

4 フリート多数割引の改定

フリート多数割引の割引率を「5%」から「7%」に拡大します。

III. その他の主な改定

項目	概要
1 追加共済掛金の払込みに関する特約の新設	契約内容の変更等に伴う追加共済掛金の払込みが手集金の場合、契約内容の変更日の翌月末日まで払込みを猶予する特約を新設します。
2 初回共済掛金領収前の共済金支払規定の新設	初回（追加）共済掛金払込期日前の共済事故について、確約書の取り付けにより迅速な共済金のお支払いを可能とする規定を新設します。
3 共済掛金の払込猶予期間の改定	共済掛金が払込期日の翌月末日までに払い込まれなかったことについて、共済契約者に故意および重大な過失がなかった場合に限り、払込期日の翌々月末日と読み替える規定を新設します。
4 民法（債権法）改正に伴う改定	法定利率が変更（年5%→年3%）されます。人身傷害補償特約では、後遺障害や死亡による逸失利益等の算出に、この法定利率をもとに算出している「ライブニッツ係数表」を利用していることから、当該係数表を改定します。
5 車両共済の改定	修理費に「鍵の盗難による錠一式の交換費用」を対象に含める改定等を実施します。

※このご案内は、令和2年4月1日実施の「自動車総合共済 MAP」の改定概要を記載したものです。ご不明な点は、取扱組合または取扱代理所までお問合せください。

※ご契約の際には、必ず「重要事項説明書」をお読みください。

●取扱組合

●取扱代理所

福島県火災共済協同組合

〒960-8053

福島県福島市三河南町1-20（コラッセふくしま9階）

☎ 024(526)1027 FAX. 024(526)1037